

生徒・保護者のみなさま

市立札幌新川高等学校
校長 宮田 佳幸

高等学校等就学支援金(令和7年7月分以降)の手続きについて

令和7年7月から令和8年6月(3年生は3月まで)までの高等学校等就学支援金の手続きについて通知がありましたので、お知らせいたします。過去の申請で「個人番号」入力された方以外、全員7月22日(火)までにオンラインシステム『e-Shien』での操作が必要ですので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

『e-Shien』システムにログインする

高等学校等就学支援金オンライン申請システム『e-Shien』

URL <https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※ログインID・パスワードは入学時にお渡しした「ログインID通知書」に記載しています。

紛失等でお手元に無い場合は、再発行いたしますので事務室(011-761-6111)へご連絡ください。

※『e-Shien』の利用マニュアルや、就学支援金の詳細については、本校ホームページや文部科学省ホームページに掲載しております。



『e-Shien』システムQRコード

《高等学校等就学支援金 手続きフローチャート》

★ご自身の状況にあわせて手続きしてください。

・就学支援金を受給し、 <u>保護者全員「個人番号」の入力</u> をしている	裏面の A へ 進んでください
・就学支援金を受給し、 <u>「マイナポータル」</u> を利用し、税額情報を登録した	裏面の B へ 進んでください
・過去の申請で、 <u>不認定</u> だった	裏面の C へ 進んでください
・ <u>辞退</u> していた	裏面の C へ 進んでください

A 保護者全員「個人番号」を入力した方 ⇒ 「**手続不要**」です

「個人番号」入力した方については、学校側で申請作業を行いますので、手続不要です。

(『e-Shien』上に学校側で操作した履歴が残りますが、特段問題ありません)。

また、前回申請時より保護者情報等に変更(追加・削除・課税地の変更)のある方は、学校までご連絡ください。

B 「マイナポータル」を利用して申請した方

「保護者等情報変更届出」

と

「臨時支援金申請」



【マニュアル 変更手続編】

マニュアルは
本校 HP に掲載

【マニュアル 臨時支援金申請編】

前回同様、マイナポータルを利用し、自己情報を取得・登録後、臨時支援金の登録も行ってください(「個人番号」入力に切り替えても構いません)。「継続届出」から申請を行う(選択する)ことができない状態となっていますので、**「保護者等情報変更届出」から、申請手続を行ってください**

(マニュアル 変更手続編参照)。前回申請時より保護者情報等に変更(追加・削除・課税地の変更)のある方は、あわせて変更を行ってください。

C 「**受給資格認定申請**」

と

「臨時支援金申請」 を行ってください。



【マニュアル 新規申請編】

マニュアルは
本校 HP に掲載

【マニュアル 臨時支援金申請編】

新規申請手続きをしていただきます。保護者の方のマイナンバーが分かる書類(マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票等)をお手元に御準備ください。その後、臨時支援金の登録も行ってください。

※マイナンバーの利用やオンラインでの申請ができない方は、事務室まで御連絡ください。

※御不明な点や御相談などありましたら、担当まで御連絡ください。

手続(操作)締切 7月22日(火)

※全員が必ず操作を行ってください。

※臨時支援金を辞退される場合は、担当までご連絡ください。

【 担当:事務 遠藤 011-761-6111】